

令和7年度事業計画

所有者不明土地問題に起因する各種法改正が実施され、それに伴って新たな制度が創設されるなど、土地家屋調査士を取り巻く状況は、日々変化しています。昨年4月の相続登記の義務化により、国民の間で高まる登記制度への関心に対応するために設置された、横浜地方法務局本局及び各支局における相談窓口を継続して実施します。

また、不動産登記規則第77条に規定される基本三角点等を使用した測量を、より多くの会員が積極的に実施できるよう、登記基準点測量についての啓発を進めます。その結果は、災害が多発する昨今において要請される、より復元性の高い地積測量図の普及に貢献できるものと考えます。

所有者不明土地・建物管理制度では、特定の不動産ごとに管理人を置くこととなり、境界の確認を要する事例において、管理人として土地家屋調査士が選任される事例も見受けられます。土地家屋調査士にとって新たな挑戦となるこの制度に関し、会員の知識の向上に取り組みます。他方、オンライン申請に代表されるデジタル社会の推進に伴い、本会もさらなる効率的な会務運営を進めるため、会員への業務連絡や、研修会の通知・回答について、WEBの活用を推進していきます。

総務部においては、円滑な会務の運営と会員に対する注意及び指導を行います。また、法改正や各種制度の変更に伴う対応を速やかに行います。

財務部においては、人口減も背景となっている会員数減少への対策を検討します。また、災害時等に備えた各種の積立を充実させながら、より効率的な予算執行を行います。

業務部においては、調査士業務が円滑に処理できるよう、横浜地方法務局や日調連及び各行政との情報交換等に努め、会員各位に必要な情報を速やかに伝達することを事業の中心とし、引き続き円滑な業務遂行、登記事務処理のため法務局や各行政との連携を充実すべく協議会等を開催し連携推進を図ります。また、会員への迅速な業務情報の提供に努めるとともに特に新入会員の業務の質の向上のための活動を行っていきます。今後も本会ホームページを通じて業務情報の発信を行ってまいりますので、各会員におかれましては今後一層のホームページの確認にご協力をお願いいたします。

広報部においては、予算状況を考慮しながら、神奈川県土地家屋調査士政治連盟、関連特別委員会、各支部広報員と協力し、より活発かつ効率的な広報活動を行います。また、社会貢献活動の一環として、今年も神奈川大学において寄付講座を開設します。

研修部においては、年次研修会および新入会員研修会その他会員の業務に役立つ研修会を実施します。また研修会の開催方法として、集合形式およびライブ配信等の手法を適切に選択します。

「境界問題相談センターかながわ」の運営については、これまで同様、本会が一定額の経費負担をしたうえで弁護士会と協力し、事業を継続運営いたします。また、越境物に関する覚書の作成を支援する業務に加え、オンラインによる相談及び調停に対応します。

最後に、安定しているとは断ずることのできない現在の経済環境において、土地家屋調査士制度の維持発展のためには、すべての調査士が自らの業務に専門家としての高い意識と責任感を持ち、依頼者との間の信頼関係を深めていくことが必須であると考えます。それが、国民に対する土地家屋調査士の知名度を向上させ、更には新たに調査士を目指す若い世代の育成に繋がると信じてやみません。その目標を実現させるため、会員の皆様にご協力をお願いしながら、事業の執行に努めたいと考えます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

総務部

1. 会務運営の効率化
2. 会員の執務指導
3. 法務局及び他調査士会、関係団体等との連携
4. 法改正・会則・諸規則等の整備に関する対応

財務部

1. 入会金及び会費の徴収並びに支出の効率化と管理
2. 会館設備の整備及び今後の修繕計画の検討
3. 福利厚生事業の実施

業務部

1. 調査士業務に関する指導及び連絡
2. 適正なる業務処理の推進
3. 調査士業務に関する資料の収集及び公開

広報部

1. 空家等対策への取組を活用した制度広報活動
2. 大学への寄付講座、出前授業など社会貢献活動を活用した制度広報活動
3. 行政機関等での動画広告など効果的な制度広報活動
4. ホームページを利用した広報活動、会報誌の発行、無料登記相談会の実施

研修部

1. 年次研修会の実施
2. 会員・一般研修会、新入会員研修会の実施
3. 研修内容および運営に関する情報収集と研究